

役員給与規程

平成 16 年 4 月 1 日
社団法人全国産業廃棄物連合会

(目的)

第1条 この規程は、社団法人全国産業廃棄物連合会の常勤する役員（以下「役員」という。）に対する給与の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 役員給与は、俸給および通勤手当とする。

(俸給)

第3条 役員俸給は、月額とし会長が別表「常勤役員俸給表」に基づき定める額とする。

(通勤手当)

第4条 通勤交通費は、役員住居より所属事業所に至る最も経済的かつ合理的と認められる経路による実費を支給する。

(給与の支給)

第5条 役員給与の支給日は、毎月25日とする。ただし、25日が休日の場合は、その前日が休日でない日に繰上げて支給する。

(給与の支給方法)

第6条 役員俸給は、法令に基づきその役員俸給から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。ただし、本人からの申し出のある場合には、口座振替等の方法により支払うことができる。

(新たに役員になった者及び役員でなくなった者の俸給)

第7条 新たに役員になった者に対しては、その日から俸給を支給する。

2 役員が退職及び解任又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

3 前2項の規定により俸給を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(端数の処理)

第8条 この規定の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数処理については、1円に切り上げるものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

就業規則給与規程の内重複する規定については、本規程を適用するものとする。

【別表】

常勤役員俸給表

号 俸	金 額 (単位は円)
1	500,000
2	550,000
3	600,000
4	650,000
5	700,000
6	750,000
7	800,000
8	850,000
9	900,000
10	1,000,000
11	1,100,000
12	1,250,000

役員退職手当支給規程

平成 16 年 4 月 1 日
社団法人全国産業廃棄物連合会

(目的)

第1条 この規程は、社団法人全国産業廃棄物連合会の常勤する役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当)

第2条 役員が辞任又は退任したとき、又は死亡したときは退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、その者の報酬の月額に別表「役員退職手当支給率表」の支給率を乗じた額とする。

なお、退職手当の算定は任期満了毎にその額を計算し、退任時又は辞任時にこれを累計した額を支給する。

3 前項にかかわらず役員としてふさわしくない行為、その他特別な事情がある場合には、理事会の承認を得て、前項により算定した額を減額することができる。

4 在職期間の算定は、委任の日から退職の日までとし、次のとおりとする。

(1) 6ヶ月未満の端数月は切り捨て、6ヶ月以上は1年とする。

(2) 休職期間は算入しない。

(退職手当の支給方法)

第3条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。ただし、本人からの申し出のある場合には、口座振替等の方法により支払うことができる。

2 本人が死亡したときはその遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 前条第2項に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順に

よる。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、または生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で全号に該当しない者
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定中、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 退職手当をうけるべき遺族のうち同順位の者が 2 人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

（端数の処理）

第 5 条 この規程の定めるところによる退職手当の計算において生じた百円未満の端数は、これを百円に切り上げるものとする。

（委任）

第 6 条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

【別表】

役員退職手当支給率表

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1年	0.7	12	10.0
2	1.0	13	11.0
3	1.5	14	12.0
4	2.0	15	13.0
5	3.0	16	14.0
6	4.0	17	15.0
7	5.0	18	16.0
8	6.0	19	17.0
9	7.0	20	18.0
10	8.0	20年以上	1年につき、 0.5を加える
11	9.0		